

黒川地域行政事務組合議会会議録

令和4年12月23日 第6回定例会

黒川地域行政事務組合

第6回黒川地域行政事務組合（定例会）

令和4年12月23日（金曜日）

出席議員（16名）

1番	吉田耕大君	2番	佐藤牧君
3番	菊池美穂君	4番	畑山和晴君
5番	渡辺良雄君	6番	石川敏君
7番	佐々木春樹君	8番	遠藤昌一君
9番	大友三男君	10番	金子透君
11番	高橋正俊君	12番	千坂裕春君
13番	門間浩宇君	14番	藤巻博史君
15番	和賀直義君	16番	犬飼克子君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条による説明のための出席者

理事長	浅野元君
理事	田中学君
理事	若生裕俊君
理事	萩原達雄君
助役	鎌田節夫君
総務課長	明石良孝君
財政課長	日野正樹君
会計管理者	石川勉君
財政課参事	碓井豪君
財政課副参事	田中孝幸君
業務課長	佐藤初雄君
業務課参事	跡部信一君
消防本部消防長	

消防本部次長	高橋正君
消防本部総務課長	山家貴広君
消防本部警防課長	石川久志君
消防本部指令課長	田口学君

職務のため議場に参加した職員

総務課係長	寺嶋千佳君
総務課主任	野口綾君

議事日程

令和4年12月23日（金曜日）	午前10時00分	開会
第1	会議録署名議員の指名	4頁
第2	会期の決定について	4頁
第3	議案第23号	6頁
第4	議案第24号	9頁
第5	議案第25号	11頁
第6	議案第26号	12頁
第7	議案第27号	13頁
第8	議案第28号	17頁
第9	議案第29号	19頁
	午前10時54分	閉会

本日の会議に付された事件

- | | |
|--------|--------------------------------------|
| 議案第23号 | 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 議案第24号 | 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例 |
| 議案第25号 | 特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例 |
| 議案第26号 | 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 |

- 議案第 27 号 令和 4 年度黒川地域行政事務組合一般会計補正予算 (第 3 号)
- 議案第 28 号 令和 4 年度黒川地域行政事務組合介護認定審査会特別会計補正予算 (第 2 号)
- 議案第 29 号 令和 4 年度黒川地域行政事務組合障害支援区分認定審査会特別会計補正予算
(第 2 号)

午前10時00分 開会

○議長（犬飼克子君） 皆さん、おはようございます。

開会に先立ちましてお知らせします。

本日の議会も、新型コロナウイルス感染症予防対策に基づき審議を行います。執行部において出席者を制限しているほか、議場の扉を開放し、60分ごとに10分の休憩を取りながら審議を行いますので、よろしく願いいたします。

それでは、会議に移ります。

ただいまの出席議員は16人であります。

なお、本日、代表監査委員は所用にて欠席となりますので御報告いたします。

ただいまから令和4年第6回黒川地域行政事務組合議会定例会を開会いたします。

本日の議事日程についてはお手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（犬飼克子君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、11番高橋正俊君、12番千坂裕春君を指名します。

日程第2 会期の決定について

○議長（犬飼克子君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、11月29日及び本日に開催されました議会運営協議会における協議結果を受け、本日1日間としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（犬飼克子君） 御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日1日間に決定いたしました。

それでは、理事長より提出議案の説明を含め挨拶を求めます。理事長浅野 元君。

○理事長（浅野 元君） 皆さん、おはようございます。

第6回定例会に当たり、御挨拶を申し上げます。

本日ここに令和4年第6回黒川地域行政事務組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては公私ともに御多用中にもかかわらず御出席をいただき、誠にありがとうございます。

います。日頃より本組合の事務事業運営に対しまして議員の皆様の御指導と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

初めに、新消防庁舎建設に係る実施設計業務委託でございますが、11月に一般競争入札を行い、株式会社山下設計東北支社が落札し、受託者が決定いたしました。委託期間を来年の9月までとし、今月には第1回目の打合せを行い、業務を開始いたしましたことを御報告申し上げます。

続きまして、新型コロナウイルス感染症についてでございますが、県内で11月に入り感染者数が急増したことから、宮城県は11月30日から来年1月16日までを期間としたみやぎ医療ひっ迫危機宣言を発令し、第8波への対応としまして、医療体制機能の維持、感染拡大防止措置及び業務継続体制の確保を県民、事業者等に対し要請しております。行政事務組合といたしましても、引き続き、感染の予防及び拡大防止対策の徹底を図り、業務体制を維持し、適切に事務事業を推進してまいります。

続きまして、年末年始におけます各施設の業務予定につきまして御報告申し上げます。

黒川浄斎場の火葬業務につきましては、年内は12月31日が友引となりますことから30日まで、年明けは1月4日から業務を行うこととしております。

環境衛生センターのし尿等の受入れにつきましては、年内12月28日まで、環境管理センターのごみの受入れにつきましては、関係町村の収集業務に合わせ、年内12月30日まで行い、年明けは両センターともに1月4日より受入れを行うこととしております。

また、消防部門におきましては、例年どおり12月26日から来年1月5日までを年末年始特別警戒期間とし、年末年始の警防体制の強化を図ってまいります。

公立黒川病院の診療につきましては、救急患者対応を除き、年内は12月28日まで、年明けは1月4日から診療を行うこととしております。

それでは、本日提出しております議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

議案第23号職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、国家公務員の定年年齢が65歳に段階的に引き上げられることに伴いまして、地方公務員法の一部が改正されたことから、国家公務員と同様に定年年齢を段階的に引き上げ、関連する制度を導入するため、改正を行うものでございます。

議案第24号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例につきましては、定年年齢の段階的引上げに関連する制度導入に伴い、関係する条例について一括して改正を行うものでございます。

議案第25号特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例につきましては、令和4年8月の人事院勧告による国家公務員の改正に準じ、特別職の期末手当の支給月数を改正するものでございます。

議案第26号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましても、国家公務員の改正に準じ、行政職、医療職の給料表及び一般職の勤勉手当の支給月数を改正するものでございます。

議案第27号から議案第29号の令和4年度各種会計の補正予算につきましては、人事異動、給与等の改正に伴う人件費の調整、また、予算執行状況を精査し、今後の執行見通しを踏まえまして、各事務事業の所要経費の整理を行うものでございます。

以上が本日提出しております議案の概要であります。何とぞ慎重に御審議をいただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。よろしくお願いたします。

日程第3 議案第23号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（犬飼克子君） 日程第3、議案第23号職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。総務課長明石良孝君。

○総務課長（明石良孝君） それでは、議案第23号について御説明いたします。

議案書1ページをお開き願います。

それから、別冊の条例議案新旧対照表の1ページを併せて御覧願います。

議案第23号職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

改正の目的でございますが、理事長の挨拶にもありましたとおり、国家公務員の定年年齢が令和5年度から令和13年度にかけて段階的に65歳まで引き上げられることに伴い、地方公務員法が一部改正されましたので、国家公務員同様に定年年齢を引き上げるほか、管理監督職勤務上限年齢制や定年前再任用短時間勤務制を導入するものでございます。

また、職員の再任用に関する条例を廃止することから、定年後の再任用に関する経過措置としまして、暫定再任用職員について附則で定めるため、条例の改正を行おうとするものでございます。

それでは、新旧対照表で御説明いたしますので、新旧対照表の1ページを御覧願います。

なお、改正内容につきましては市町村における改正と同様となっておりますので、概要について御説明させていただきます。

それでは、新旧の左側、新の改正文にて御説明いたします。

初めに、目次を新設するものでございます。

今回、本条例を章立てにして、定年制度、管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制の3つの制度について定めるため、目次を設けるものでございます。

第1章は総則となります。

第1条は、地方公務員法改正に伴う引用条項の整理でございます。

第2章を定年制度とするものでございます。

第3条は、定年の年齢を60歳から65歳とするものでございます。

第4条は、管理監督職勤務上限年齢による降任等の特例により、定年退職日において管理職を占める職員に係る勤務延長について規定を追加するものでございます。

3ページにまいりまして、第3章でございますが、こちらは管理監督職の勤務上限年齢制について、今回新たに定めるものでございます。

第6条は、管理監督職勤務上限年齢の対象となる職を管理職手当の支給対象の職と定めるものでございます。

第7条は、管理監督職勤務上限年齢を60歳とするものでございます。

第8条は、管理監督職勤務上限年齢制による降任等を行うにあたって、遵守すべき基準を定めるものでございます。

4ページにまいりまして、第9条でございますが、管理監督職勤務上限年齢による降任等の特例措置を定めるもので、管理監督職勤務上限年齢に達した職員について、勤務の特殊性や欠員補充の困難性があると認められるときは、引き続き当該管理職として勤務することができることを定めるものでございます。

続きまして6ページにまいりまして、第10条でございます。管理監督職勤務上限年齢の特例措置により、引き続き管理監督職として勤務させる場合は、あらかじめ職員の同意を得なければならないことを定めるものでございます。

第11条は、特例任用されている者が期間を延長した場合に、期間満了前に延長理由が終了した場合は、ほかの職へ降任することを定めるものでございます。

続きまして第4章は、定年前再任用短時間勤務職員の任用について定めるものでございます。

第12条、第13条は、定年前再任用短時間勤務職員の任用について定めるもので、60歳に達した日以後、定年前退職した者を短時間勤務の職員に任用することができるものを定めるものでございます。

7ページにまいりまして、第5章は雑則でございます。

第14条として、条例の実施に際し必要な事項を規則に委任するものでございます。

続いて、附則の改正でございます。

附則第2項は、定年に関する経過措置として、2年に1歳ずつ定年が段階的に引き上げられることを定めるものでございます。

8ページにまいりまして、第3項は、職員が60歳に達する前年度に60歳以後の任用及び給与等に関する措置の内容等に関する情報を提供するとともに、勤務の意思確認をするよう努めることを定めるものでございます。

それでは、議案書にお戻りいただきまして、6ページをお開き願います。

今回改正する条例の附則でございます。

附則第1条は、この条例を令和5年4月1日から施行することを定めるものでございます。ただし、令和5年度に60歳に達する職員の情報提供及び勤務の意思確認につきましては、公布の日からとするものでございます。

附則第2条は、定年による退職の特例に係る勤務延長に関する経過措置を定めるものでございます。

7ページにまいりまして、附則第3条から第6条までは、定年の段階的な引上げ期間における経過措置として、現行の再任用と同様の暫定再任用制度を定めるものでございます。

続きまして10ページにまいりまして、附則第7条から第9条は、暫定再任用職員に関し旧条例で定年の定まっていない職及び年齢の取扱いについて定めるものでございます。

11ページにまいりまして、附則第10条は、定年前再任用短時間勤務職員が定年前の職員であったときに適用される定年年齢に達した後は、改めて定年前再任用短時間職員として任用できないものを定めるものでございます。

12ページにまいりまして、附則第11条は、今年度中に情報提供、意思確認を行う対象となる職員の年齢を来年度60歳になる職員と定めるものでございます。

なお、本日議案資料としてお配りしております定年引上げのリーフレットでございますが、そこらは後ほど御覧いただければと思います。説明は以上でございます。

○議長（犬飼克子君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

日程第3、議案第23号職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（犬飼克子君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第24号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の
整備に関する条例

○議長（犬飼克子君） 日程第4、議案第24号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係
条例の整備に関する条例を議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。総務課長明石良孝君。

○総務課長（明石良孝君） それでは、議案第24号について御説明いたします。

議案書の13ページ、それから別冊の新旧対照表につきましては9ページをお開き願います。

議案第24号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例でござ
います。

改正の目的でございますが、定年年齢の段階的引上げに関連する制度の導入に伴い、関係する条
例について、一括して整備するものでございます。

それでは、新旧対照表で御説明いたしますので、新旧対照表の9ページを御覧願います。

こちら、改正内容につきましては市町村における改正と同様となっておりますので、概要につ
いて御説明させていただきます。

議案第1条関係、黒川地域行政事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例につきまし
ては、地方公務員法の改正に伴う引用条項の整理でございます。

議案第2条関係となりますが、職員の分限に関する手続及び効果に関する条例につきましては、
管理監督職勤務上限年齢制による降給に対応するための改正でございます。

10ページにまいりまして、議案第3条関係でございます。職員の懲戒の手続、効果等に関する条
例につきましては、管理監督職勤務上限年齢制により、給料等の額が変動する場合へ対応するた
めの改正でございます。

議案第4条関係、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例につきましては、公益法人等へ派
遣することができる職員から除く職員として、管理監督職勤務上限年齢制の特例により、引き続き
管理監督職を占める職員を加えるものでございます。

11ページにまいりまして、議案第5条関係、職員の勤務時間、休暇等に関する条例につきましては、地方公務員法改正に伴う引用条項の整理、再任用職員が廃止され、新たに定年前再任用短時間職員が設けられたことによる文言の整理を行うものでございます。

14ページにまいりまして、第6条関係、職員の育児休業等に関する条例につきましては、育児休業及び育児休業短時間勤務をすることができない職員について、管理監督職勤務上限年齢の特例により、管理監督職を占めたまま勤務する職員を加えるもののほか、文言の整理を行うものでございます。

16ページにまいりまして、議案第7条関係、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例につきましては、地方公務員法の改正に伴う引用条項の整理でございます。

17ページでございますが、第8条関係、職員の給与に関する条例につきましては、定年前再任用短時間勤務職員の給料手当の額を定め、引用条項の整理、文言の整理を行うものでございます。

また、23ページからの附則において、60歳に達した職員の給料月額を7割水準とすることを定めるものでございます。

27ページにまいりまして、議案第9条関係の職員の特殊勤務手当に関する条例、議案第10条関係の職員の旅費に関する条例につきましては、地方公務員法に伴う引用条項の整理でございます。

それでは、議案書にお戻りいただきまして、18ページをお開き願います。

議案の第11条でございますが、職員の再任用に関する条例を廃止するものでございます。

続きまして、本条例の附則でございます。附則第1条は、この条例の施行日を令和5年4月1日とするものでございます。

附則の第2条は、附則における用語の定義を定めるものでございます。

附則第3条の黒川地域行政事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正に伴う経過措置でございますが、こちらは暫定再任用短時間職員は、公表の対象外となる短時間職員とみなすと定めるものでございます。

附則の第4条でございますが、職員の懲戒の手續、効果等に関する条例の一部改正に伴う経過措置につきましては、施行日前の処分に関しては従前の例によると定めるものでございます。

19ページにまいりまして、附則の第5条、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置から、附則第6条の職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置につきましては、暫定再任用職員は、定年前再任用短時間職員とみなして条例の規定を適用すると定めるものでございます。

続きまして、附則の第7条の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置につきましては、暫定再任用職員及び暫定再任用短時間職員の給与等の取扱いについて定めるものでございます。説明は以上でございます。

○議長（犬飼克子君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

日程第4、議案第24号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（犬飼克子君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第25号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

○議長（犬飼克子君） 日程第5、議案第25号特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。総務課長明石良孝君。

○総務課長（明石良孝君） それでは、議案第25号について御説明いたします。

議案書の21ページ、それから別冊の条例議案新旧対照表につきましては、28ページをあわせて御覧願います。

議案第25号特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例でございます。このことにつきましては、令和4年の人事院勧告に基づく国家公務員の給与の取扱いに準じた形で、特別職の期末手当の支給月数を引き上げる改正をしようとするものでございます。

第1条につきましては、今年度の6月期の期末手当は支給済みであるため、12月の期末手当に反映させるため、支給割合を100分の162.5から100分の167.5に引き上げるよう改めるものでございます。

第2条につきましては、令和5年度以降の期末手当の支給割合を6月期、12月期で均等にするため、100分の167.5から100分の165に改めるものでございます。

続いて附則でございますが、第1項は条例の施行日を公布の日からとするもので、ただし書とし

て、第2条は令和5年4月1日から施行するとするものでございます。

第2項は、改正後の期末手当の支給割合を12月の支給から反映させるため、適用日を令和4年12月1日とするものでございます。

第3項は、条例改正前に支給された給与を改正後の給与の内払いとみなし、改正により増額になった差額を後日支払いするための規定でございます。説明は以上でございます。

○議長（犬飼克子君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

日程第5、議案第25号特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（犬飼克子君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第26号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長（犬飼克子君） 日程第6、議案第26号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。総務課長明石良孝君。

○総務課長（明石良孝君） それでは、議案第26号について御説明いたします。

議案書の22ページ、それから別冊の条例議案新旧対照表は29ページから38ページとなります。

議案第26号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。このことにつきましては、先ほどの特別職と同様に、人事院勧告に基づく国家公務員の給与の取扱いに準じた形で一般職の勤勉手当の支給月数を引き上げ、あわせて若年層の俸給月額を引き上げるため、行政職及び医療職の給料表を改正しようとするものでございます。

第1条につきましては、こちらも今年度の6月期は支給済みであるため、12月の勤勉手当の支給割合を再任用以外の職員は100分の95から100分の105に、再任用職員は100分の45から100分の50に引き上げるよう改めるものでございます。

あわせて、別表第1、行政職給料表及び議案書の25、26ページにまいりまして、別表第2、医療職給料表を記載のとおり改めるものでございます。

議案書の28ページにまいりまして、新旧対照表は38ページになります。

第2条につきましては、令和5年度以降の勤勉手当支給割合を6月期、12月期で均等になるよう改めるもので、再任用以外の職員は100分の102、再任用の職員は100分の47.5に改めるものでございます。

29ページにまいりまして附則でございますが、第1項は条例の施行日を公布の日からとするもので、ただし書として、第2条は令和5年4月1日からとするものでございます。

第2項は、改正後の給料表の適用を令和4年4月1日とするものでございます。

第3項は、条例改正前に支給された給与を改正後の給与の内払いとみなし、改正により増額になった差額を後日支払いするための規定でございます。説明は以上でございます。

○議長（犬飼克子君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

日程第6、議案第26号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（犬飼克子君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第27号 令和4年度黒川地域行政事務組合一般会計補正予算（第3号）

○議長（犬飼克子君） 日程第7、議案第27号令和4年度黒川地域行政事務組合一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。財政課長日野正樹君。

○財政課長（日野正樹君） 議案書30ページを御覧願います。

それでは、議案第27号令和4年度黒川地域行政事務組合一般会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

第1条は歳入歳出予算の補正でございまして、歳入歳出それぞれ8,535万1,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を27億4,304万1,000円とするもので、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

第2条は繰越明許費の補正でございまして、繰越明許費の追加及び変更は、第2表、繰越明許費

補正によるものでございます。

第3条は債務負担行為の補正でございまして、債務負担行為の追加は、第3表、債務負担行為補正によるものでございます。

31ページを御覧願います。

第1表、歳入歳出予算補正につきましては記載のとおりとなりますが、後ほど、別冊令和4年度各種会計補正予算に関する説明書で、主な補正内容について御説明させていただきます。

続きまして、32ページを御覧願います。

第2表、繰越明許費補正につきましては、初めに追加でございまして、現時点において消火薬剤の年度末までの購入が見込めないことから、繰越明許費を設定させていただくものでございます。変更でございまして、消防庁舎整備事業実施設計業務委託につきましては、令和4年11月24日付で契約を締結しましたことから、執行額に合わせて繰越明許費の金額を減額させていただくものでございます。

33ページを御覧願います。

第3表、債務負担行為補正につきましては、債務を負担する行為をすることができる事項等を追加させていただくものでございます。

次に、別冊令和4年度各種会計補正予算に関する説明書3ページを御覧願います。

初めに、2の歳入でございまして、

1款1項1目市町村負担金につきましては、歳出予算の補正に合わせ、市町村負担金を計上するものでございます。

6款1項1目繰越金につきましては、令和3年度繰越金を計上するものでございます。

7款4項1目雑入につきましては、再資源売払代の収入見込み増により計上するものでございます。

9款1項1目財政調整基金繰入金につきましては、電気料高騰など、経済事情の著しい変動等のために、財政調整基金を計上するものでございます。

続きまして、5ページを御覧願います。

3の歳出でございまして、

まず、各款の2節から4節までの人件費につきましては、人事異動及び人事院勧告に準じました給与等の改定等によるものでございます。

4款1項2目火葬場費につきましては、電気代に不足が見込まれますことから、増額させていた

だくものでございます。

4款2項1目し尿処理費につきましても、電気代の不足によるものでございます。

2目ごみ処理費につきましては、10節需用費のうち、光熱水費においては電気代の不足によるものでございます。その他の経費においては、事業の執行見込みにより減額させていただくものでございます。

3目最終処分場費につきましては、光熱水費においては電気代の不足によるものでございます。その他の経費においては、予算の執行見込みにより減額させていただくものでございます。

5款1項1目常備消防費につきましては、電気代の不足によるものでございます。

2目消防施設費につきましては、高機能消防指令センター及び消防救急デジタル無線総合整備工事について、予算の執行見込みにより減額させていただくものでございます。

3目庁舎整備事業費につきましては、消防庁舎整備事業実施設計業務委託について、予算の執行見込みにより減額させていただくものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（犬飼克子君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。7番佐々木春樹君。

○7番（佐々木春樹君） 2点ほどお伺いします。

まず、繰越明許費で説明あった薬剤の購入、こちら説明だと購入が困難というふうなことだったと思うんですけども、これ状況的にどうなっているのか、要は現在の在庫と今後の購入見込み、どのようになっているものなのか。

それから、負担金の返還が示されておりますが、財政調整基金を繰り入れている分、この考え方についてお伺いしたいと思います。

○議長（犬飼克子君） 警防課長石川久志君。

○警防課長（石川久志君） それでは、消火薬剤メガフォームの件について御説明させていただきます。

本事業は、令和2年6月、消防庁通知によりますPFOS含有消火薬剤の方針に伴い、2か年更新計画の2年目の事業となります。

今回、想定品に不良品が発生、製造及び出荷が一時停止になったことにより、年度内納入の見通しが立たないことから、繰越明許をお願いするものであります。

なお、最新の情報では製造、出荷が間もなく再開されるということもあり、現在、納期について再度確認を取っているところでございます。よろしく願いいたします。

○議長（犬飼克子君） 財政課長日野正樹君。

○財政課長（日野正樹君） それでは、私のほうから市町村負担金と財政調整基金の関係について御説明させていただきます。

今回、財政調整基金を繰入れさせていただく金額につきましては320万となりますが、こちらにつきましては、し尿処理費につきまして、電気代の高騰により需要費を増額させていただいております。そちら増額につきまして、財政調整基金をし尿処理費分として320万繰入れさせていただくということで計上させていただいております。

以上で、よろしくお願ひします。

○議長（犬飼克子君） 7番佐々木春樹君。

○7番（佐々木春樹君） 薬剤の不良品ということで、ちょっとびっくりしたところなんです、今あるものは心配ないということによろしいのか、それからこの不良品を出してしまっているメーカーとの取引、どんなものなのかなと思うんですけども、その辺の考え方と、財政調整基金を充てることに、とやかく言っているわけではなくて、一般財源ではなくて、そちらから持ってきている考え方をお伺ひしています。

○議長（犬飼克子君） 警防課長石川久志君。

○警防課長（石川久志君） それでは、不良品についてでございますが、不良品となった状況といたしまして、保管状況等により一部水溶性のものが、固形物が出てきたというような内容となっております。そして、現在保有しております同等のものについても、特に消火性能には問題がないということはメーカー側からも、されているんですけども、そういった原因とか、寒冷地とかの保管状況とかの精査をするために、一時出荷が停止になったというような状況となっております。

また、他の同等品ということもあります、現時点、希釈率の違い等もありまして、現場活動で使う際に希釈率が違いますと、活動に困難とか、複雑化するおそれがありますので、ぜひ同じものを購入したいということで、今回、繰越明許をお願いしまして、同じものを購入したいと考えております。よろしくお願ひいたします。

○議長（犬飼克子君） 財政課長日野正樹君。

○財政課長（日野正樹君） 負担金につきましては、それぞれ管理運営経費あるいは火葬場費、し尿処理費、消消費などと説明の中で区分してございます。その中で、今回し尿処理費について電気代の高騰ということで増額させていただいておりますが、こちら充当させていただくのが、繰越金を充当させていただいておりますが、それだけでは足りないということで、し尿処理費につき

まして、財政調整基金を入れさせていただくということ、負担金全体につきましては減額させていただいているんですが、し尿処理費として財政調整基金を繰入れさせていただいたということでございます。よろしくをお願いします。

○議長（犬飼克子君） よろしいですか。ほかにありませんか。8番遠藤昌一君。

○8番（遠藤昌一君） 1点だけ。特殊勤務手当、約270万ほど増加しておりますけれども、その内容ですか、お聞きします。

○議長（犬飼克子君） 消防本部総務課長山家貴広君。

○消防本部総務課長（山家貴広君） ただいまの御質問に関しましては、資料7ページの特殊勤務手当に関する事かとお察しし、回答させていただきます。

こちらに記載があります特殊勤務手当、約270万円の増でございますけれども、この増額補正に大きく関わる部分といたしまして、今年の救急件数が影響しています。今現在、4,084件出場しております、年末の見込みが4,200件程度と推測しております。これは、前年の件数3,546件の2割近く、さらに過去最高件数でありました令和元年の1割近くを超える件数となっております。大きな要因としては、人口や管内の交通量等の増加もありますけれども、新型コロナウイルス感染症拡大に伴うことが一番の理由に挙げられるかと思えます。

特殊勤務手当の増加につきましては、令和3年4月から特殊勤務手当の中の防疫手当について、新型コロナウイルス感染症またはその疑いのある患者に接し行う作業について、1日3,000円の特例が附則で設けられましたことから、これらの支給による増額となっております。説明は以上です。

○議長（犬飼克子君） よろしいですか。ほかにありませんか。（「なし」の声あり）なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより日程第7、議案第27号令和4年度黒川地域行政事務組合一般会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（犬飼克子君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第28号 令和4年度黒川地域行政事務組合介護認定審査会特別会計補正予算（第2号）

○議長（犬飼克子君） 日程第8、議案第28号令和4年度黒川地域行政事務組合介護認定審査会特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。財政課長日野正樹君。

○財政課長（日野正樹君） 議案書36ページを御覧願います。

それでは、議案第28号令和4年度黒川地域行政事務組合介護認定審査会特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

第1条は歳入歳出予算の補正でございまして、歳入歳出それぞれ122万6,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を1,271万7,000円とするもので、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるものでございます。

37ページを御覧願います。

第1表、歳入歳出予算補正につきましては記載のとおりとなりますが、別冊令和4年度各種会計補正予算に関する説明書で、主な補正内容について御説明させていただきます。

補正予算に関する説明書の18ページをお開き願います。

初めに、2の歳入でございます。

1款1項1目市町村負担金につきましては、歳出予算の補正に合わせ、市町村負担金を計上するものでございます。

2款1項1目繰越金につきましては、令和3年度繰越金を計上するものでございます。

続きまして、3の歳出でございます。

1款1項1目介護認定審査会費につきましては、予算の執行見込みにより減額させていただくものでございます。また、2節から4節につきましては、人事院勧告等によりまして給与等の改正等を計上させていただくものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（犬飼克子君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。7番佐々木春樹君。

○7番（佐々木春樹君） ちょっと説明が分かりづらいところがありまして、委員報酬が下がりますよね。これ、会議回数が減ったとかというふうな認識でよろしいんでしょうか。

○議長（犬飼克子君） 業務課長田中孝幸君。

○業務課長（田中孝幸君） 今の御質問にお答えさせていただきます。

委員報酬減額ですけれども、これは毎年1年に1回行う予定でありました委員さんの全体会、予

定しておったんですけれども、コロナの影響によりこれを中止したということで、その分の報酬額を減額させていただいております。同じように8番の旅費なんですけれども、その際に出席する予定でありました委員さんたちの費用弁償、それを減額させていただいております。

以上でございます。

○議長（犬飼克子君） よろしいですか。ほかにありませんか。（「なし」の声あり）なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより日程第8、議案第28号令和4年度黒川地域行政事務組合介護認定審査会特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（犬飼克子君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第29号 令和4年度黒川地域行政事務組合障害支援区分認定審査会特別会計補正予算（第2号）

○議長（犬飼克子君） 日程第9、議案第29号令和4年度黒川地域行政事務組合障害支援区分認定審査会特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。財政課長日野正樹君。

○財政課長（日野正樹君） 議案書38ページを御覧願います。

それでは、令和4年度黒川地域行政事務組合障害支援区分認定審査会特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

第1条は歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出それぞれ21万3,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を95万4,000円とするもので、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるものでございます。

39ページを御覧願います。

第1表、歳入歳出予算補正につきましては記載のとおりとなりますが、別冊令和4年度各種会計補正予算に関する説明書で、主な補正内容について御説明させていただきます。

補正予算に関する説明書の23ページをお開き願います。

初めに、2の歳入でございます。

1款1項1目市町村負担金につきましては、歳出予算の補正に合わせ、市町村負担金を計上するものでございます。

2款1項1目繰越金につきましては、令和3年度繰越金を計上するものでございます。

続きまして、3の歳出でございます。

1款1項1目障害支援区分認定審査会費につきましては、こちらも予算の執行見込みにより減額させていただくものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（犬飼克子君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより日程第9、議案第29号令和4年度黒川地域行政事務組合障害支援区分認定審査会特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（犬飼克子君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これをもって本日の日程を全部終了いたしました。

会議を閉じます。

令和4年第6回黒川地域行政事務組合議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前10時54分 閉会

以上、上記会議の顛末を記載し、その正当なることを証するため署名する。

令和4年12月23日

黒川地域行政事務組合議会

議 長 犬 飼 克 子

署名議員 高 橋 正 俊

署名議員 千 坂 裕 春